

The Society for Public Education Planning

公教育計画学会

NEWS LETTER

第 10 号

2017 年 8 月 1 日

特集 第 9 回大会

公開シンポジウム 現代の貧困と公教育の無償化を考える	2
自由研究発表	2
大会参加記	7

学会動向《前回ニューズレター以降》	8
-------------------	---

年報『公教育計画研究』第 9 号 投稿論文募集のお知らせ	8
------------------------------	---

公教育計画学会

事務局 〒330-0044 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎 4-23-15 中村文夫 気付
info.spep@gmail.com

<http://koukyouiku.jp/>

特集 第9回大会

2017年6月17日～18日 於・専修大学

公開シンポジウム 現代の貧困と公教育の無償化を考える



パネリスト：中村文夫（公教育計画学会会長）

宮寄晃臣（専修大学）

鷹 咲子（跡見学園女子大学）

進行：嶺井正也（専修大学）

年報第8号の特集は「現代の貧困と公教育」であるが、各分野における貧困の現状を明らかにし、「公教育でできること、できないこと」（年報特集の副題でもある）を検討しながら、貧困問題の根本的な原因と対策を考えるのが本シンポジウムのねらいである。前半では、パネリスト3名からまず問題提起を求め、後半では、フロアも交えた議論を行った。

中村会員は、「教育費の無償化をめぐる議論の整理と課題」と題し、無償化されているとされる義務教育・高校段階でも保護者負担が大きく、無償化の議論は義務教育・高校段階から始めることが重要とした。無償化の財源議論の中で、国債や子ども保険、消費税増税などに言及されている状況を示したうえで、給食費の公会計化や就学援助制度の改善など、「いま」教育費の重圧に苦しむ住民のために、今からできる無償化方策の追求が重要と指摘した。

宮寄会員は、「日本の貧困の現状とその諸原因」と題し、所得分配の不平等を示す「ジニ係数」を引きながら、急速に格差社会が進行していると指摘した。貧困の諸原因としては、正規雇用の減少と非正規雇用の増大に加え、企業の内部留保が大幅に伸びているのに対し従業員給与や株主配当金がほぼ横ばいで推移している状況があり、働くものを重視していない企業の姿勢が厳しく問われるとした。子どもの貧困は現在だけでなく将来の生活にも直結することか

ら、貧困解消に向けた具体的な政策や、教育機会格差と貧困の関係について、今後の究明すべき課題であるとした。

鷹会員は、「学校給食と子どもの貧困」と題し、日本における学校給食は、明治22年の山形県・忠愛小学校における貧困対策としての給食実施が嚆矢であると紹介し、その後の学校給食政策の経過をたどりながら、公立中学校の約2割が完全給食未実施という一方で給食費無償化を実施する自治体が増えていると指摘した。今後、こども食堂等「職のセーフティネット」としての給食費無償化の議論や、給食費未納問題報道の底流に見られる行政不信、学校不信への信頼回復も視野に入れた取組みが求められる、とした。

後半は、各地の実践事例の紹介なども含め、多様な切り口での議論が展開された。主な指摘としては、「無償化の推進が新たな支配装置として機能していかないように留意すべき」「無償化や奨学金の議論にあたって「授業料」の概念を定義し確定させる必要」「教育と福祉を線引きしすぎないほうがいい」「教育現場における非正規化の急激な進行を放置したまま多忙化議論を進めてはいけない」「地域再生を担う人材の育成という観点が必要で、食育（地産地消など）もそこに位置づける必要があるのでは」「地域のパブリックセンターとして学校（の機能）を位置づけつつ非正規化に対抗する理屈立てが必要」である。

（まとめ・戸倉信昭）

自由研究発表

第1分科会

全米共通学力基準(Common Core State Standards)の問題点

五十嵐 卓司（帝京大学）

全米共通学力基準(Common Core State Standards)とは、州教育長協議会と全米州知事会の主導で作成が進められ、教師と学校管理者と専門家との協同で開発されたものである。国家カリキュラムではないが、各州のカリキュラム開発の指針となっており、これが標準化テストと組み合わせることで、アメリカの学校に大きな影響を与えている。このカリキュラムでは幼稚園から高校3年生までの児童生徒が得べき知識とスキルについて定義していて、年齢ごと

に段階的に上昇するように設定されている。これらのプロフェSSIONAL的判断やその経験をもとに、教師はCommon Coreで設定された目標を育む教材を自由に児童生徒に与えることができるとされているが、実際的には自由があるわけではなく、Common Core State Standardsの問題点が指摘されている。例えば、2002年に成立した「すべての子どもを置き去りにしない法：NLCS」によって、2014年までに児童生徒がCommon Core State Standardsを基とした学力テストによる学習スタンダードを達成できない学校は、厳しい罰則がとられるということになり、対策に迫られることで上記の内容以外の学習機会が減少した。この取り組みによる学力上昇の証拠がないこと。ゲイツ財団やピアソンなどがITや教材を提供することで教育産業と癒着しているということ。学力テストによる教育予算の獲得競争や教育格差の拡大が指摘された。2015年には「すべての生徒が成功する法：ESSA」によってCommon Core State Standardsの採用をやめるか各州に権限が移った。



教育機関としての大阪労働学校の役割と課題

奥村 旅人（京都大学大学院）

本発表では、大阪の都市下層労働者を主な対象とした「労働学校」である1922年から1937年に存在していた大阪労働学校（以下、大労校）の運営方針の決定に影響を持った指導者の言説の分析を通して、大労校の教育目的、教育内容、期待される結果について検討し、低賃金で不安定な雇用状態にある周縁的労働者の状況改善に対して教育/学習活動がどのような役割を果たしうるかを考察した。大労校の指導者の変遷から、発表者は3つの時期区分をしている。「創立期」では、創立の中心人物である賀川豊彦が校長として運営の中心を担った。彼は「暴力による改造運動」と対置する「教育による改造運動」を掲げ、労働者が教養を獲得する（「人間をつくる」）ことで地位が向上することを目指した。続いて労働階級出身の労働運動家、井上良二の「動揺期」では、「労働者には教育のための教育、知識のための知識を求めると必要はないのだ」として「学問」の必要性を否定し、現場に役立つ知識として「階級運動の根本的知識」を教育内容とすると主張した。そして森戸辰男が中心になった「安定期」では、「無産運動」の発展のために労働者に系統的な「社会科学」の講義を行うことが必要であるとした。森戸は特に「大衆」（一般労働者）よりも労働組合の「中小幹部」に対する教育を重視した。以上のことから、教育機関の大労校は一種の排他性を持っていたともいえるという。



学校法人M学園問題と教育勅語の「亡霊」

国祐 道広（「国家と教育文化」総合研究所）

2017年2月～4月当時、マスコミで連日報道されていたM学園をめぐる大きく6つの不可解な問題について、歴史の闇に葬り去られる前に、何があったのか改めて見返し、銘記することが本報告の趣旨である。問題は以下のとおりである。①愛国教育を掲げる市立小学校の新設を目指すM学園が、鑑定額9億5600万円の国有地を1億3400万円で所得していたこと。②M学園は小学校設置認可申請に先立って大阪府の小学校設置認可基準の緩和を要望しており、当時の知事はそれを受けて認可基準を緩和していたこと。③上記2つの便宜過程や算出根拠の記録が、M学園が接触した参議院議員事務所には残っているのに、行政機関である財務省・国土交通省・大阪府は、記録を廃棄又は記録なしと回答したこと。④国土交通省は木材活用公社建設に対する6200万円の補助金の交付を決定。問題発覚後は財務省の土地払い戻し決定を受けて、補助金の取り消しと支給済額の返却を求めた。⑤首相夫妻が絶賛していたT幼稚園の教育方針として、国家家族観に基づく教育勅語の毎朝朗唱などの愛国心教育を行っていたこと。⑥T幼稚園から発せられた特定民族に向けてのヘイトスピーチペーパーなどである。さらには、1948年に教育勅語等排除に関する決議が行われたにもかかわらず、今日に至って政府が明確に教育勅語の教育的活用を否定しなかったことなど、教育勅語の「亡霊」に関しても発表者は強く懸念を示していた。



小規模コミュニティ・スクールの現況～極小規模CSを中心に～

大橋保明（名古屋外国語大学）

本発表では、コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校）、特に小規模コミュニティ・スクールの統廃合の現状について量的に整理した。2017年6月9日の「コミュニティ・スクールの導入・推進状況」の発表によると、幼稚園115校、小学校2300校、中学校1074校、義務教育学校24校、中等教育学校1校、高等学校65校、特別支援学校21校の計3600校となり、今後も量的拡大が予想される。しかし、これらの政策は小規模校同士の統廃合や同一中学校区における小中一貫校や義務教育学校の設置等が想起され、学校適正規模・適正配置政策と切り離して考えることはできない。コミュニティ・スクールの中では、学校は存続しているもののコミュニティ・スクールの指定が解除されたものと、統廃合や休校によってコミュニティ・スクールの指定が必然的に解消されたものがあり、その数は2004年度の学校運営協議会制度開始以降から計89校にのぼる。その中でも極小規模コミュニティ・スクールの小学校133校と中学校25校のうち、小学校6校、中学校2校の計8校が統廃合により閉校している。また、学校運営協議会の会議を傍聴し、関係者へのインタビューを通して学校運営協

議会制度のなかでの力関係を調べ、①誰が会長を務め、どのように選出されているのか、②教育委員会関係者がどのように関与しているのかが、学校運営協議会の運営方針を多く左右することにも触れ、今後の調査課題とした。



基礎自治体における教育振興計画の課題(6)－教育の計画化をどう考えるか

元井 一郎(四国学院大学)

「教育振興基本計画」等に典型化される「教育の計画化」は、教育という営みにとってどのような意味を持っているのかを、アクセル・ホネットの議論をもとに根本的に問うことが本発表の趣旨である。それは、そもそも教育という営みは、計画化されるべきなのか、計画化が可能なのかという問いである。教育の計画化は、政治経済体制から要請された結果として成立するのではないか。近代社会の政治経済的な編成は、より合理性を追求することで、教育という営みに関しても同様に合理性を強いていく。この論理が、教育という営みの計画化を当然視するのだという。そこで、今まで教育の計画化を問う視点からの史的整理はあまりなされていないことから、発表者はその思想的源流などを整理してきた。近代公教育体制の本質を改めて整理し把握することで、「教育の計画化」という思想や論理の近代的な陥穽を改めて論理化できるのではないかと主張する。政策論あるいは行政組織論として「教育の計画化」を思考することから距離を置くことで、改めて可視化できる論点があるのではないだろうか。

(当日進行・福山文子 まとめ・岡村優努)

第2分科会

イギリスのロースクールにおける専門職倫理教育の現状と課題

種村 文孝(京都大学)

本報告は、イギリスのロースクールにおいて専門職倫理教育の現状と課題を明らかにし、日本の法律専門職養成における法曹倫理の教育に示唆を与えることを目指して行われた。ロースクールでは専門職倫理の講義を通して、法曹倫理や行為規範を扱う教育が行われている。しかし、これらの講義では、法や規則を中立的で客観的なものとして扱い、問題状況でいかに振る舞うかを考えるにとどまっている。法そのものに内在している価値や正義などの価値観についての議論が避けられているのである。そこで、リベラル法学教育として、法とは何か、正義とは何か、法律専門職はどのような存在かを考える機会を設ける必要性が考え

られた。規則を守るだけではなく、専門職が果たす責任や役割についてより積極的に扱うことが重要であろう。報告を通して、日本のロースクール導入前後の政策上の問題が議論された。また、障害や福祉に理解を持つなどの多様な人が法曹になれるよう、閉鎖的な専門職養成についての疑問も提起された。



スコットランドにおけるインクルーシブ教育の現状と課題 嶺井正也(専修大学)

1999年、スコットランドは議会と政府が設置され、自治権が大きく拡大され、独自の政策が展開できるようになった。教育分野においては2000年に教育法として「Standards in Scotland's Schools etc. Act 2000」の制定し、独自路線を歩み始める。その第1条ですべての子どもが公立学校に入学する権利を認め、第15条では、相当な経費が発生したり、子どもの能力や適性に著しく合わない限り、障害がある子どもも普通学校(mainstream schools)で学べることとした(施行は2003年度から)。続いて、2004年には教育(追加的学習支援)法(the Education (Additional Support for Learning) (Scotland) Act 2004)を制定。同法では、それまでイングランドと同じように障害のある子どもを「特別教育ニーズ(special educational needs)をもつ子ども」としていたとらえ方を転換するとともに、追加的学習支援を必要とする子どもの枠を拡大するようになった。その支援は基本的に支援教員が行う。こうしてスコットランドは連合王国の中では普通学校で学ぶ子どもの割合が一番高くなっている。しかし、インクルーシブ教育についての概念の混乱や教員養成などの課題が指摘されている。



デンマークにおける障害のある成人をめぐる教育政策の動向

池田 法子(京都大学大学院)

本報告の目的は、デンマークの障害政策に着目し、インクルーシブな社会の実現に向けた生涯学習政策がいかなる機能と役割を果たしうるかについて考察することである。具体的には、デンマークの政策文書を手がかりに、就労支援・職業教育とシティズンシップ教育の2つの観点から、障害のある成人をめぐる教育政策の動向を考察した。考察から得られた結論として、第一に、近年のデンマークにおける障害者の雇用・教育政策は、一般労働市場への統合にますます重点的に力を入れている。第二に、こうした労働政策の下での生涯学習の推進は、労働からの排除に対する解決策として機能しうる一方で、新自由主義の論理に教育が絡め取られかねない側面をも持ち合わせている。積極的雇用政策と結びついた生涯学習政策が、個人のQOLを維持

しつつ、就労支援としていかなる影響を及ぼすかについては、慎重な判断が必要であると考え。第三に、シティズンシップ教育に着目すると、若者を対象とする新たな教育制度(STU)が整備されている他、様々なボランティア・アソシエーション団体による実践を促進し、公共セクターが連携することで、自立支援を行なっていることが明らかとなった。



ドイツ連邦共和国構成各州の国連・障害者権利条約批准による教育分野での対応

田口康明(鹿児島県立短期大学)

ドイツ(ドイツ連邦共和国)では、2006年12月採択の「国連障害者権利条約」を2009年2月に批准した(署名は2007年3月)。EU理事会の指令への対応を2001年6月に行っていたことから、障害者への差別に関する問題の多くは解決済みとみなされ、批准のために新たな法改正が必要であるとは思われていなかったようである。

しかし実際は、要求があれば障害のある子を通常学校に入れなければならない、各州はさまざまに対応を迫られた。ブレーメン州では、専門家の鑑定書が作成された上で、通常学校での教育が行われるようになった。バーデン・ビュッテンベルク州では、特殊教育的な促進に関する決定権は、親に与えられ、特に基礎学校において一般学校への統合が図られている。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州では、各児童に対する支援措置、支援場所に関する両親を含むすべての当事者の合意を達成する会議が開催されるようになった。

ドイツでは伝統的に特殊教育の必要性を教育行政(市などの学務課)が決定する法制を各州はとっていた(「特殊(促進)学校就学義務」)ため、各州は、両親の権利を拡充する方向での改革が進められている。選択権の付与である。これが、国連権利条約の趣旨にかなうのか否かに関する議論は十分に行われているとはいえないようである。

州別の2014/15年度の障害のある子どもの通常学校への就学状況は、以下の通りである。シュレスウヒ・ホルシュタイン州63,4%、ブレーメン州77,1%、ハンブルク州59,6%、メクレンブルク・フォアポンメルン州37,9%、ニーダーザクセン州31,4%、ベルリン州57,4%、ブランデンブルク州45,2%、ザクセン・アンハルト州30,4%、ノルトライン・ヴェストファーレン州33,4%、ザールラント州45,9%、ラインラント・プファルツ州29,1%、ヘッセン州23,1%、チューリッゲン州33,3%、ザクセン州30,4%、バーデン・ビュッテンベルク州29,1%、バイエルン州26,8%。



共生社会実現に向けたインクルーシブ教育の推進と『個別カルテ』の関係—1970年代の大阪府豊中市北丘小学校の取

り組みを事例に

二見 妙子(福岡県立大学)

私は、共生社会実現に向けたインクルーシブ教育の推進と「個別カルテ」の関係について、1970年代の大阪府豊中市北丘小学校の取り組みを事例に報告いたしました。「個別カルテ」に対しては、障害児と健常児の区分をより明確にするものとしてこれを批判する立場と個別の情報を丁寧に引き継いでほしいという思いからこれに賛成する立場があります。

これに対し本報告では、フレンチ(1998)らが示すSEAWallの「環境の障壁」(差別的言語、制度の政策・組織機構・専門職の実践・人的物的環境)を除去する取り組みによって、この両者の意見の違いを乗り越えていくべきであるということを目指してまいりました。

これに対し、①豊中市の運動とSEAWallには直接の関係がないのではないか。②インクルーシブ「カルテ」という言葉を使用するのはなぜか。③この問題の解決方法は。④豊中市の運動は箕面の運動の影響を受けたものではないのか。という指摘がありました。

①については、豊中市の運動をイギリス障害学の視点で分析することによって見えてくるものがある。②については、私が主張するインクルーシブカルテとは、個人を診断するものではなく、学校のインクルーシブ推進状況を判断するものである。③については、SEAWALLの障壁の要素を意識し、インクルーシブカルテの様式を作成することが重要である。④については、1970年代には、豊中市と同様の取り組みが、国内のあちらこちらで行われた。など議論いたしました。インクルーシブカルテの様式を作成して添付すべきであったと反省しております。ご意見いただいたみなさまありがとうございました。



分科会全体のまとめ

本分科会では、イングランド、スコットランド、デンマーク、ドイツ、日本に関する報告が行われた。種村会員の報告はロースクールに関するものであるが、それ以外の報告は障害児者のインクルーシブ教育に関するものであった。

各国の状況はそれぞれの歴史や経緯があり発展してきたものである。また、障害や特別な教育的ニーズのある子どもの定義などは国ごとに異なっており、それを踏まえた検討が必要である。さらに、政府文書などに「インクルーシブ教育」というワードが使われていても、その意味するところは多様であり、どのような文脈で何を指して使われているのかを分析することが不可欠である。むしろ「インクルーシブ教育」という概念は、能力主義的教育政策の下での分離圧力と、共生を求める運動との政治的な闘争のアーナであることを認識する必要があるのではないかと感じ

た。

二見会員の報告では、「インクルーシブカルテ」が提案されているが、カルテという言葉は個人モデル・医学モデルとのつながりが深いため、「共生教育計画」あるいは「障害平等計画」（イギリスの学校には Disability Equality Scheme を作成することが義務づけられている）とする方が適切ではないかと感じた。

各国の教育にはそれぞれに障害の個人モデルと社会モデルの葛藤が見られる。各国の抱える葛藤の構造を分析し、インクルーシブ教育の推進をもたらす要因・力学を明らかにすることが重要ではないか。そのことが日本の教育運動・教育実践の発展につながるのではないかと感じた。

（当日進行とまとめ・堀正嗣、発表要旨は発表者による）

第3分科会

外国につながる生徒の学習権と進路保障—主権者教育のあり方と閉ざされる進路をめぐって—

角田 仁（東京都立一橋高等学校）

現代の日本における外国人登録者数は 238 万人を超え、引き続き増加傾向にある一方で、元来、外国人の子どもたちに対応した教育が不足（日本語支援、学校生活上の支援、母国語の保障、不就学等）していることに加え、2016 年から始まった 18 歳以上投票権＝主権者教育導入によって、別の課題が生まれたことから、1）日本における外国人参政権の歴史が希薄、2）世界の参政権の流れを EU の例を元に生徒へ、3）グローバル化の中での在外投票権のあり方、4）納税者としてあるべき権利保障、5）参政権拡大の歴史、6）高校の生徒会は国籍条件が無い という、課題解決に向けた 6 つの視点を提起している。

上記に加えて、14 万人を超える「家族滞在」等で在留資格を得ている場合、就職の際に平等な就職が望めず、進学においては奨学金を貸与できないという課題も提起している。

私が在住する岩手県では、ILC（国際リニアコライダー）誘致が大きな目標とされているため、その地盤作りとして、学生の英語教育強化や、全県的な国際的コミュニケーション力の醸成等を政策提起しているが、各国から ILC に赴く研究スタッフには、家族を帯同してくる者もあるであろうことから、こうした視点も踏まえて、誘致を後押しするようなより良い地域作りを推進するために、新たな気付きを与えてくれる研究発表であった。



給食費公会計化へのアプローチ

武波 謙三（宇部市立小羽山小学校）

自治労学校事務協議会として、全国的に学校給食費の公会計化を求める交渉を文科・総務省と行い、「学校現場における業務の適正化に向けて」を、2016 年 6 月 17 日に文科省から都道府県教委への通知の中で「学校給食費の取扱いについては、学校設置者である自治体業務として、徴収・管理責任を負うことが望ましい」と、従来判断を見直させた。

また山口県においても、学校事務職員労働組合として県教委と自治労県本部へ公会計化の取組みを行い、結果、自治労では中央本部から各県本部に「自治労学校事務協議会と連携した取組要請」を行わせるまでに至った。

その後、2017 年 4 月 11 日の参院総務委で「学校給食実施に係る経費について、食材費を含めて公会計化を進めるとともに、徴収・管理を自治体業務として行うよう、会計制度や徴収管理システム等必要な環境整備を促しつつ、地方自治法を所管する総務省とも連携しながら対応を進めたいと考えている」と文科省が回答するに至っている。

画期的な回答を引き出したが、次の段階に向けた更なる取組みも肝心であるとし、今後「両省から公会計化の通知を出させ、システム設計・維持費を担保させる取組み」と、「各自治体で確実に運用させる取組み」の両面が必要として、さらなる推進を目標に掲げている。

政治家や官僚が疎かにしがちな目線で資料を積み重ね、それを国と自治体への取組を多角的に進めるという、実践的研究報告である。



「高校授業料無償化」その後を検証する

戸張 治（東京都立南葛飾高等学校）

2010 年度から始まった高校授業料無償化の効果を、授業料免除率 30% 超の勤務先都立高校の実状から検証している。当該校は東部地区に所在し、中学の就学援助率 40% 台の地区から生徒の 90% が通学、更に 70% 超が自転車通学である。生徒の副業率が高く、部活動参加者が少数である。

また、1 年時の進級率の低さが卒業時まで影響し、2009 年度の 1 年生から 2 年生への進級率は 63%、入学から卒業に至る率は 52% と過去最低だったが、高校授業料無償化実施以降の進級率は 80%～90% 台、卒業率も 89% まで回復し、偏差値も上昇、普通科最下位から脱出する等、家計負担解消が、生徒の学力向上に結び付くという傾向も見られた。

2014 年度から「所得制限」が導入されて以降、「(所得税未申告など) 必要書類が揃えられない世帯は授業料無償化が非適用」という現行制度の欠陥が現れており、その解消のためにも所得制限撤廃、そして完全不徴収への改善に向けて取組を進めている。

本研究で取り上げた高校のように「家計負担解消が学力の進捗に連動する」というケースは、都市部と地方では見

え方の差はあるかもしれないが、決して少なくない事象と思われ、同様のデータの蓄積や分析、そして、それらを踏まえた取組の広がりが高등학교に通学する子ども達の未来を確実に明るくしていく手応えを感じる研究発表であった。



いわての子どもの貧困対策推進計画の概要の説明と県立学校の状況について

菅原秀彦（岩手県立釜石商工高等学校）

貧困対策推進計画について、県組織の枠を超えて計画され、さらに数値目標を定めた取組を行っている。教育委員会が行う施策も数多く盛り込まれており、全ての子どものために実効性ある計画が推進されるよう、学校事務職員として県全体への理解を浸透させたいと考えている。

岩手県は、ほぼ全ての中学生が高校進学する状況で、高校進学することで、それまでは無かった経費（通学費、教科書代、課外授業費等）の保護者負担が増える。その軽減に向けて、県費予算での学習環境整備、学校徴収金のあり方を考えていく必要があり、かつ、県や市町村から通学費や給食にかかる費用について補助されるよう考えを巡らせている。

高等学校の3年間は、子どもたちにとって充実した期間となり、家庭の経済状況に囚われずに進路目標を目指せるように、学校事務職員としての支援する決意を新たにしていく。

本研究発表者は、東日本大震災津波で被災した地域の県立高等学校に勤務しており、被災からの復興という大きなテーマを担う一方で、震災以前からあった、地方ならではの過疎にまつわる地域課題対策も並行して講じ、そして取組んでいかなければならないが、生徒だけでなく世帯の実情も覗える立場から、当事者にとって、効果的で即時的な貧困対策を見出し、推進するという期待を抱く研究報告であった。

（当日進行とまとめ・加藤忠）



大会参加記

がん
鷹 咲 子

今回、公開シンポジウム「現代の貧困と公教育の無償化を考える」のシンポジストとして、はじめて大会に伺いました。中村会長に誘って頂いて2年ほど前から会員でしたが、今までは行財政部会のみ参加しておりました。

行財政部会でお会いする会員の方々も一段とフォーマルな感じで大会に参加されていて新鮮でした。遠隔地からの多数のご参加や、日々職場での実践についての数々のご発表がありました。アカデミックの世界にいる研究者と、解決を迫られる課題に日々の業務の中で直面する実務家との交流に大きな意義がある大会だと思います。

大会が9回目を迎えられ、順調な発展を遂げられているのも、大会を準備された皆様のお力によるものと存じます。お世話になりました、ありがとうございました。

（公教育計画学会会員）



岡 村 優 努

はじめて参加したが、法的・理論的取り組みという抽象的な話から、地域・学校現場の実情や取り組みなど具体的な話もする、理論と実践を合わせて問う研究会だった。また、発表者も大学の研究者のみならず、学生、現場の教員や事務職員など多岐にわたり、その中でも様々な立場・知見から物事を論じる会になっていた。公教育の無償化は、経済的な貧困層にも教育機会を均等に確保する際に非常に重要になってくるということが本大会のデータ分析の中でも出ていたが、それとはまた違った視点での発表の中で、年収の高い層ほど子どもの学力も高くなっていくという調査結果も出されており、単純に無償化するだけでは教育によって貧困を乗り越えられるという学力主義・能力主義的な論理に回収されてしまう危険性も示されていた。「教育の計画化」がそもそも可能であるのかという根本的視点を問うことを忘れず、教育の限界を見定めること、そして、権利としての教育についても、学校と教育が抱える歴史的重みを踏まえて議論する必要があるなど、自分が今までとらえきれてなかった問題や見方に多く気づけた大会であった。自分の今後の研究に際してもこれらの視点を踏まえ、大きく学校教育と政治経済の関係を把握しながら、足元にある地道な実践を観ていきたいと思う。

（関西大学大学院）

学会動向《前回ニューズレター以降》

- | (2016年) | (2017年) |
|--|--|
| 9.10 教育行財政部会 | 2.18 教育行財政部会 |
| 9.20 「さらに問題を拡大する～『特別の教科道徳』の指導方法・評価等について」(報告)及び「学習指導要領の一部改正に伴う小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(通知)の問題点～」(理事会声明) | 3.31 インクルーシブ教育研究部会を中心としたユネスコ・国際教育局「カリキュラム発展のための道具箱：排除しない教育を支えるためのリソースパック」の日本語訳を学会HPに掲載 |
| 10.1 学会ホームページリニューアル
(http://koukyouiku.jp/) | 4.3 「「教育勅語」の容認と銃剣道の学校教育への導入に強く反対する」(理事会声明) |
| 11.26 教育行財政部会 | 4.16 「学校給食費の公会計化の徹底を一公教育の無償化に向けて」(学会声明) |
| 12.10 研究集会「国際機関の教育政策と次期学習指導要領改訂」(於：関西大学) | 5.20 教育行財政部会 |
| 12.20 「禍根を残す「教育機会確保法」」(理事会声明) | 6.17-18 第9回大会(於：専修大学) |

年報『公教育計画研究』第9号 投稿論文募集のお知らせ

年報第9号の編集に向けて、学会会員からの投稿論文を募集します。ぜひ、ご応募ください。

応募の締切日：2017年11月10日(金)

原稿の締切日：2018年1月20日(土)

投稿される方は、まずはメールまたは書面にて、お名前とご連絡先、所属、論文のタイトル名等を明記して、応募の締切日=11月10日(金)【厳守】までにお知らせください。

メール info.spep@gmail.com と incl_milano@yahoo.co.jp への同報(年報編集委員長・嶺井正也宛)

書面 〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1 専修大学9514 研究室

公教育計画学会年報編集委員会宛(当日消印有効)。

応募を受領後、改めて年報編集委員会より、原稿締切日等に係る連絡をさしあげます。

多くの会員からの投稿論文の応募をよろしくお願いします。

年報編集委員長 嶺井正也

公教育計画学会ホームページ <http://koukyouiku.jp/>

☆☆ 学会声明・理事会声明の本文のほか、理事コラム、会員リレーエッセイなど、豊富なコンテンツが見られます ☆☆